

株主提案権の濫用的な行使の制限を巡る議論状況

遠藤 啓之

第 1 はじめに

1 平成 26 年会社法改正と次の改正検討項目

平成 26 年に会社法が改正された際に、附則第 25 条において「政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする。」とされていたところ、平成 27 年 5 月 1 日から施行され、平成 29 年 5 月に施行後 2 年を経過した。

これを受けて、平成 29 年 2 月 9 日開催の法制審議会第 178 回総会で法務大臣から会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する諮問第 104 号⁽¹⁾がなされた。同諮問では、「近年における社会経済情勢の変化等に鑑み、株主総会に関する手続の合理化や、役員に適切なインセンティブを付与するための規律の整備、社債の管理の在り方の見直し、社外取締役を置くことの義務付けなど、企業統治等に関する規律の見直しの要否を検討の上、当該規律の見直しを要する場合にはその要綱を示されたい。」とされており、これを受けて設置された法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会（以下「会社法制部会」という。）が平成 29 年 4 月 26 日以降開催され、社外取締役を置くことの義務付け等の企業統治に関わる項目について規制の見直しの検討を行っ

ている。

本稿で取り上げる株主提案権の濫用的な行使の制限についても、「株主総会に関する手続の合理化」として検討対象とされている。

なお、本稿は、平成 29 年 9 月 14 日に、執筆者が東京弁護士会法律研究部会社法部で行った発表をもとにしたものである。

2 株主提案権の濫用的な行使の制限についての近時の提案

会社法制部会での議論に先立ち、平成 28 年 3 月には、一般財団法人比較法研究センターが『株主提案権の在り方に関する会社法上の論点の調査研究業務報告書』を公開し、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツにおける株主提案権制度の概要と日本法への示唆についての研究を報告している⁽²⁾。

また、平成 29 年 3 月 2 日には、公益社団法人商事法務研究会の会社法研究会が『会社法研究会報告書』を公表し、同研究会における議論及び検討結果を公表している⁽³⁾⁽⁴⁾。

なお、全国株懇談連合会が平成 28 年 10 月 27 日、『企業と投資家の建設的な対話に向けて～対話促進の取組みと今後の課題～』を公表し、具体的な改正案ではないが、株主提案権の濫用的な行使に対する制限を設ける場合の論点や考え方を提示している⁽⁵⁾。

3 本稿の射程

本稿では、「株主総会に関する手続の合理化」として次の会社法改正における改正検討項目として挙げられている株主提案権の濫用的な行

使の制限について、現段階におけるこれを巡る議論状況を概観するとともに、その要否及び内容について検討したい。

第 2 問題の所在

1 株主提案権制度の導入の経緯

株主提案権は、昭和 49 年の国会における商法改正審議及び附帯決議に続くものとして、昭和 56 年の商法改正により導入された。当時の社会情勢は、昭和 47 年ごろからの大企業における不祥事及び企業の社会的責任をめぐる議論と形骸化が指摘されていた株主総会の活性化、総会屋対策が求められているところであった。

株主総会の形骸化という批判に応え、取締役等役員の説明義務の明記、書面投票制度に加え、株主提案権を制度として商法に規定することで株主総会を活性化させつつ、他方で、議長の権限を強化して総会屋対策を講じるというのが昭和 56 年の旧商法改正の目的であった⁽⁶⁾。なお、大企業における株主総会の形骸化が社会問題と指摘される一方で、中小の株式会社においては、株主が少数であることから、株主提案権がかえって会社内の不和を誘発するのではないかとの懸念が表明されており、昭和 56 年改正についての国会衆議院法務委員会では、「中小株式会社における株主提案権が、かえって経営の安定・発展に弊害を及ぼすことのないよう中小企業の実情に即した行政指導措置を講ずること。」との附帯決議がなされた⁽⁷⁾。

導入当初においても、附帯決議で懸念されていたような小規模会社における経営権争奪のための株主提案権の行使や原発反対運動株主といった社会運動を背景とした株主提案がなされ、株主提案権行使における問題事例と指摘された。また、その後も、外資系の投資ファンドを中心とした主に役員選解任をめぐ

る株主提案権の行使がなされ、社会的注目を浴びたが、近年は、統計的には、上場会社ベースで年間 30～40 件の行使事例となり、落ち着いた推移となっていると評価されている。

なお、株主提案権制度は、その後の会社法にも引き継がれている。

2 株主提案権の内容

株主提案権は、①株主総会における議題を事前に提案する権利である議題提案権（会社法第 303 条第 1 項）、②株主総会における付議議題に検する議案を提案する権利である議案提出権（会社法第 304 条）、③会社による株主総会招集通知に株主提案の議案の要領を記載・記録するように請求する権利である議案要領通知請求権（会社法第 305 条第 1 項前段）である。

①の議題提案権は、株主総会で付議する議題を提案する権利であり、②の議案提案権は、株主総会における特定の審議議題であるテーマについて、選択肢としての議案を提案する権利である。③は、会社が設定するテーマについての議案又は会社に対して特定のテーマである議題を付議することを株主が求める際に、その議題についての議案の要領を株主総会招集通知に記載・記録するように求めることができるものであり、①の議題提案権と同時に行使することで、総会における議事のイニシアチブを取ることができる。

株主提案権の行使が問題となるケースは、多数の株主提案がなされ、又は内容上会社が議題とすることを好まない株主提案がなされ、株主提案権の行使が会社により拒絶された場合に、その拒絶が法律上不当拒絶として違法になるかどうかというものである。会社側としては、会社法所定の法令又は定款違反の議案、賛成少数で否決された議案と実質的に同一である議案として拒絶する以外に提案の数又は内容をもって、濫用的な株主提案権の行

使として拒絶することになるが、株主としては、正当な株主提案権の行使として、会社の拒絶は不当拒絶であると争うことになる。

株主提案権を不当に拒絶されたとする株主の争い方としては、株主総会開催前の事前には、①議題・議案要領を株主総会招集通知に掲載するように求める仮処分命令の申立て（又は、不当拒絶しない不作為を求める仮処分命令の申立て）、株主総会開催後の事後には、②株主提案権の行使を無視した株主総会決議には、招集手続又は決議の方法に法令違反があるとして株主総会決議取消しの訴え（会社法第831条第1項第1号）、③株主提案権を不当に拒絶した株式会社に対する不法行為に基づく損害賠償請求、④役員（不当に拒絶することを業務執行として又は取締役会において決定した取締役及び当該取締役の決定を認

容放置した監査役）の第三者である株主に対する対第三者責任に基づく損害賠償請求（会社法第429条第1項）等が考えられる⁸⁾。

もともと、事後的救済は、金銭的賠償又は株主提案権が行使されなかった株主総会の決議取消しという対象不明確な訴訟であり、実効性に欠けると言わざるを得ない。また、事後的救済も次項で見るとように保全の必要性が株主にとって高いハードルとなる。

3 近時の株主提案権の濫用的な行使の事例

平成26年改正に続く次回の会社法改正検討課題として株主提案権の濫用的な行使が挙げられた原因となった事例は、次のものが指摘されている。以下、事案の概要と判旨における規範及びそのあてはめを引用する。なお、引用中下線部強調は、執筆者による

(1) HOYA仮処分事件

原決定：東京地決平成24年5月28日資料版商事法務340号33頁

抗告審：東京高決平成24年5月31日資料版商事法務340号30頁

ア 事案の概要

相手方会社（HOYA株式会社）の株主が、平成24年4月5日、相手方会社及び相手方会社の取締役兼代表執行役らに対し、株主提案権に基づき、提案議題、提出議案並びにそれらの要領及び提案理由を同年6月20日開催予定の相手方会社の定時株主総会の招集通知又は株主総会参考書類に記載するよう求めたが、相手方らがこれに応じなかったため、相手方らに対し、その記載を命じる仮処分決定を求め、相手方らは、株主提案権の濫用であるなどと主張して争った。

イ 原決定の判断

(ア) 被保全権利の有無（権利濫用該当性）について

（規範1）

株主提案権といえども、これを濫用することが許されないのは当然であって、その行使が、もっぱら、当該株主の私怨を晴らし、あるいは特定の個人や会社を困惑させるなど、正当な株主提案権の行使とは認められないような目的に出たものである場合には、株主提案権の行使が権利の濫用として許されない場合があるというべきである。

（あてはめ）

債務者会社の特定の従業員を困惑させることを目的としているとしか考えられないものが含まれている上、他にも、その提案理由によれば、債務者会社の経営陣や従業員の従前の対

応に対する不満を背景とすると思われる議案が存在することは否定できない。

債権者は、ツイッターやブログにおいて、債務者会社の特定の従業員を繰り返し非難するような書き込みを行っていることが認められる。

他方で、本件株主提案のうち定款一部変更議案は、その大部分が債務者会社の経営の透明化を図ることを目的とする議案であると評価できるもので、その中には、過去の株主総会における債権者の提案に対し40%前後の高い支持が得られたものも含まれていることが認められる。

会社の経営陣に対する不満を背景とする株主提案が、直ちに不当であるともいえない
(結論)

一部に債務者会社の特定の従業員を困惑させることを目的とする議案が含まれており、当該議案の提出は正当な株主提案権の行使とは認められないとしても、直ちに、本件株主提案が、全体として、もっぱら債権者の私怨を晴らし、あるいは、特定の個人や債務者会社を困惑させることを目的とするものであるとまでは断定できず、他に、これを認めるに足りる疎明資料は存在しない。

(規範2)

株主提案権は、共益権の一つとして少数株主に認められた権利であるから、株主提案に係る議題、議案の数や提案理由の内容、長さによっては、会社又は株主に著しい損害を与えるような権利行使として権利濫用に該当する場合がありますと解される。

(あてはめ)

議案の数が58個に及び、提案理由もかなりの長さになっていることからすると、債務者らに対し、かなりの負担を強いるものであることは否めない。

58個の本件株主提案のうち、33個は取締役選任議案の関係であり、実質的には、会社提案に対する反対議案とそれとは別の10名(ただし、1名は会社提案議案の候補者と同一)の選任議案に整理できるものである。

〈1〉平成22年6月開催及び平成23年6月開催の株主総会の際には、債権者によって本件株主提案より多い議案が提出された上、最終的に15又は20個が議案として上程された

〈2〉債務者会社の株式取扱規則15条には、会社法施行規則93条に沿った規定があり、それ以外に株主提案の数や字数を制限する規定はない

〈3〉本件請求は、平成24年4月5日に行われたところ、債務者会社が本件株主総会の招集通知等の内容を確定させた同年5月14日頃までの間に1か月以上の期間があった

(結論)

本件株主提案が権利濫用に当たるとまではいうことができない。

(引用者註)

原決定では、株主提案全体を権利濫用に当たるとみとることはできないとしつつも、議案の一部及び提案理由全部を記載するよう求める部分については被保全権利を認めなかった

(規範3)

株主提案権は、特定の株主総会における議題又は議案を提案する権利であるから、本件申立てが認容され、債務者らがこれに従って履行すれば、その性質上、事後的に当該提案がな

かったことにすることは不可能である。そうすると、本件申立ては、いわゆる断行的仮処分
の性質を有するものであるから、保全の必要性は、保全命令により債務者らが被る不利益又
は損害も踏まえて、より慎重に判断すべきものと解される。他方で、株主提案権の性質に照
らし、株主提案が無視された場合に、その権利を本案訴訟において実現することは、時間的
制約に鑑み事実上不可能であり、事後的な救済方法も限られているから、株主提案権を無視
された株主の救済方法として、仮の地位を定める仮処分によるべき必要性は高いといえる
ことができる。

株主提案権が侵害されることにより株主又は債務者会社が被る損害とは、当該議題等が株
主総会に上程されないことにより、株主の意思を会社の運営に反映させる機会あるいは当該
意思を他の株主に知らしめる機会が奪われることであると考えられるから、その損害の内容、
程度は、株主提案に係る議題又は議案の内容や可決可能性等によって異なり得るものであ
ると考えられる。

以上のような諸点を考慮すると、本件申立てにおける保全の必要性は、本件株主提案に係
る議題及び議案の内容、可決可能性等を踏まえた上で、本件株主提案が認められないこと
により債権者又は債務者会社に生ずる損害又は危険と、本件申立てが認容された場合に債務者
らが被る不利益又は損害とを総合的に考慮して判断すべきものと解される。

(あてはめ)

(ア) 取締役選任議案について

取締役に就任する意思がない旨を表明しあるいは候補者に就任の意思があることの疎
明はない。就任意思を表明している者も取締役に就任する意思がない旨を表明している者
の補欠の候補者として提案されているにすぎず、が取締役に就任する意思がない旨を表明
していることからすれば、同人が選任される可能性は極めて乏しいから、その選任可能性
は極めて乏しいといわざるを得ない。

(イ) 取締役解任議案について

取締役解任議案の対象となる取締役の任期は、本件株主総会の終結時であることが認め
られるから、取締役解任議案が本件株主総会の議案として上程されなかったとしても、そ
れにより、債務者会社の役員構成に実質的な変更をもたらすものではない。

(ウ) 定款一部変更議案について

いずれの議案についても、その内容が本件株主総会の議案としなければならない緊急性
あるいは本件株主総会において審議すべき必要性のあるものであることを認めるに足り
る疎明はない。

(エ) まとめ

本件株主提案に係る議案（適法なものに限る。）は、〈1〉その可決可能性が極めて乏し
いか、可決されても実現可能性がないもの、〈2〉可決されても実質的な法律関係に影響
をもたらさないもの、〈3〉本件株主総会に上程しなければならない緊急性又は必要性が
疎明されていないもののいずれかであって、これらが本件株主総会に上程されないこと
によって債権者あるいは債務者会社に生ずる損害ないし不利益は、それほど大きなもので
あるとは考えられない。

他方、審尋の全趣旨によれば、債務者会社は、平成24年5月14日までに本件株主総会
の招集通知及び株主総会参考書類の校了を終え、同月末の発送に向けて、印刷作業を開始

していることが一応認められ、仮に本件申立てが認められた場合には、招集通知及び株主総会参考書類の作成をやり直さなければならず、既に作成したものが無駄になるほか、新たに必要となる費用及び事務作業の負担はかなり大きなものとなる。また、本件株主総会が同年6月20日に予定されていることからすれば、招集通知及び株主総会参考書類の作成が間に合わず、本件株主総会を開催することができない事態も予想される。そうすると、本件申立てが認容されることによる債務者らの不利益は、決して小さなものではないというべきである。

以上の諸点を総合考慮すると、本件株主提案が本件株主総会に上程されなければ、債権者又は債務者会社に著しい損害又は急迫の危険が生ずるものとは認められず、本件申立ては、保全の必要性を欠くというべきである。

ウ 抗告審の判断

抗告審は、規範1及び規範2並びにそれらへのあてはめについて原決定をそのまま踏襲した。規範3について、抗告人(株主)は、新たに補足して2点主張を追加したが、抗告審は原決定を維持した。

(補足主張1)

株主提案権を無視して作成された招集通知の作成費用は、役員らが会社に対して賠償しなければならないから保全の必要性がある

(判断)

役員の特対会社責任の成立には法令定款違反行為についての故意又は過失が必要であり、事前に法律学者の意見を徴していることに照らして、責任が認められず、会社負担となる可能性が大きく、本件申立てが認容された場合の相手方会社の事務作業の負担が相当程度大きくなるのは確実である上、本件株主総会が平成24年6月20日に予定されていることに鑑みると、招集通知及び株主総会参考書類の作成が間に合わなくなる事態も十分に予想され、本件株主総会が開催できない事態になる。そうなった場合の相手方会社や出席を予定していた一般株主の不利益は極めて大きく、本件株主総会を延期することは、会場確保の点だけを考えても容易ではない。

(補足主張2)

適法な株主提案に係る反対提案や修正提案が記載されていない違法な招集通知及び参考書類に基づいて本件株主総会が行われてしまうと、株主提案に対応する会社提案の議案についての決議が重大な取消事由を帯びることになる。したがって、相手方会社の運営が不適切であるということが明確化されることによる不利益が発生するほか、相手方会社の取締役は、再び株主総会を開催して決議についての瑕疵を治癒するなどの措置が必要になり、そのためには追加的な費用が新たに発生することになる。

(判断)

仮に、株主総会の招集の手続又は決議の方法が法令、定款に違反し、又は著しく不公正であった場合でも、裁判所は、その違反する事実が重大でなく、かつ、決議に影響を及ぼさないものであると認めるときは、決議取消しの請求を棄却することができる(会社法831条2項)のであって、本件請求に係る議案は、可決される可能性が極めて乏しいものか、本件株主総会に必ず上程しなければならない緊急性又は必要性が疎明されていないものであること

は原決定が説示するとおりである。そうだとすると、本件株主総会が開催できなくなる不利益と株主総会決議取消しがされる可能性（危険性）とを比較した場合、後者の危険よりも前者の不利益の方がはるかに大きい。

(2) HOYA 損害賠償請求事件

原審：東京地判平成 26 年 9 月 30 日金融・商事判例 1455 号 8 頁

控訴審：東京高判平成 27 年 5 月 19 日金融・商事判例 1473 号 26 頁

ア 事案の概要

HOYA 株式会社の株主が、連続する 3 回の定時株主総会（71 期ないし 73 期）に際し、株主提案権を行使したにもかかわらず、①提案に係る議案が招集通知に記載されず（71 期）、②提案に係る議案の削減を強要され、これに応じて削減したにもかかわらず残る議案のうち一部が招集通知に記載されず（72 期）、③提案に係る議案の内容が改変されて招集通知に記載された（73 期）ことにより、株主提案権が侵害され損害が発生したと主張して、各株主総会ごとに役員に対し、連帯して損害の一部である 110 万円（合計 330 万円）の損害賠償を求めた事案である。

争点は、①原告の株主提案権の行使が権利濫用として法的に保護されないか否か、②71 期提案を招集通知に記載しないことに原告が同意していたか否か、③被告会社が 71 期提案を招集通知に記載しなかったことに正当な理由があったか否か、④被告会社が 72 期提案を削減するよう強制したか否か、⑤72 期不採用提案を招集通知に記載しないことに原告が同意していたか否か、⑥72 期不採用提案を招集通知に記載しなかったことに正当な理由があるか否か⑦被告会社の招集通知が本件和解の内容に沿うものか否か、⑧被告らに過失があるか否か、⑨個人被告ら（役員）が責任を負うか否か、⑩原告に損害が認められるか否か、⑪過失相殺が認められるか否かと多岐にわたるが、本稿にかかわるものは、①である。

イ 原審の判断

原告は、72 期株主総会において当初 11 個の議案を提案していたが、その後ツイッターに、「株主提案の個数のギネスブック記録っていくつかどなたか知っていますか？問い合わせ方法を誰か、知ったら教えてください。」と投稿し、その 5 日後に 114 個の議案を提案するに至った。しかし、原告は、この点について、「もしギネスブックに株主提案の数について記載があれば、その数までは少なくとも容認される根拠になると思った」と供述しているところであり（原告本人）、上記事実から直ちに原告が売名目的で株主提案権を行使していたと認めることはできない。

原告は、株主提案に関連して本件を含め複数の訴訟又は仮処分申立てを行い、その訴状や仮処分申立書をインターネットサイトで公開させたが、上記事実から直ちに原告が売名目的で株主提案権を行使していたと認めることもできない。

被告らは、原告が個人被告、原告の実父及び被告会社従業員に対する個人的な怨恨感情に基づき、株主提案を行っていると主張するが、株主提案権の名を借りて、原告が専ら個人的な怨恨感情に基づいて株主提案を行っていたと証拠上認めることはできない。

その他、本件に現れた一切の事情によっても、原告の本件各株主総会における株主提案権が、

自己顕示欲や個人的な怨恨を晴らす目的で行使されたと認めることはできない。

よって、原告が提案した議案の中には濫用的なもので正当とはいえないものがあるにしても、原告の株主提案権の行使そのものを権利濫用ということはできず、財産権として保護されるべきものである。

ウ 控訴審の判断

(ア) 控訴審では、原告が勝訴した第 7 1 期定時株主総会における株主提案権行使にかかる 7 1 期提案（定時株主総会の終結時に任期が満了する 1 名の取締役についての解任及び 2 名を執行役員に登用することを内容とする議案）を招集通知に記載しなかったことに正当な理由があったとは言えないとした原審の判断（なお、株主提案権の侵害について過失があったとは言えないとして、7 1 期提案に関する損害賠償請求は否定）を覆し、7 1 期提案を招集通知に記載しなかったことには正当な理由があり、違法であるとは認められない、としたほか、7 2 期提案についても以下のように判断し、7 2 期の提案の全体が権利の濫用に当たるといふべきものであり、被控訴人会社の取締役らが 7 2 期不採用案を招集通知に記載しなかったことは正当な理由があるから、不法行為になるとは認められない、と判断した。

(イ) 7 2 期議案について

「被控訴人は、平成 2 1 年より前には控訴人会社に対し株主提案権を行使したことはなかったところ、被控訴人が初めて株主提案権を行使した 7 1 期提案が 1 審被告 A を取締役から解任すること等を内容とするものであったことは、自らの行った控訴人会社の新規事業開発に関する調査結果が採用されず、それに関与したのが 1 審被告 A であったことと無縁であったとは到底解されない。そして、これに引き続いてされた 7 2 期株主総会に係る提案についてみると、被控訴人は、実父である C の行為に関する不満や疑念の矛先を、当初は C の実兄であり控訴人会社の相談役である D に向けていたところ、思うような進展がなかったことから、自身が株主であることから株主提案権の行使という形を利用して、控訴人会社を通じてこれを追及しようとする意図が含まれていたものと認められる。

このような経過に加え、被控訴人が平成 2 2 年 4 月 2 日頃、7 2 期株主総会に関し提案件数の数を競うように 1 1 4 個もの提案をしたことは、被控訴人が満足できる対応をしなかった控訴人会社を困惑させる目的があったとみざるを得ない。このことは、被控訴人が、その直前の同年 3 月 2 8 日に、ツイッターに、「株主提案の個数のギネスブック記録っていくつかどなたか知っていますか？ 問い合わせ方法を誰か、知ったら教えてください。」と投稿したことからも明らかであるといふべきである（この点について、被控訴人は、もしギネスブックに株主提案の数について記載があれば、その数までは少なくとも容認される根拠になると思ったためであると供述するが、被控訴人が真実そのような意図で上記投稿をしたとは考え難い。）。そして、被控訴人は、控訴人会社からの重なる要請に従い、最終的には提案を 7 2 期提案 2 の 2 0 個にまで削減したものの、その中にはなお倫理規定条項議案及び特別調査委員会設置条項議案が含まれており、それらは、D 及び C（「控訴人会社の無償のブランド提供先である企業の幹部」が C を指すことは、前記認定に照らし明らかである。）を直接対象とするものであり、被控訴人が最後までこれらに固執したことからすれば、7 2 期株主総会に係る提案は、上記のような個人的な目的のため、あるいは、控訴人会社を困惑させる目的のためにされたものであって、全体として株主としての正当な目的を有するものではなかったといわざるを得ない。また、7 2 期

株主総会に係る提案の個数も、一時114個という非現実的な数を提案し、その後、控訴人会社との協議を経て20個にまで減らしたという経過からみても、被控訴人の提案が株主としての正当な権利行使ではないと評価されても致し方ないものであった。

他方、控訴人会社の側からみれば、被控訴人に対し、その提案を招集通知に記載可能であり、株主総会の運営として対応可能な程度に絞り込むことを求めることには合理性があるといえるし、控訴人会社が、被控訴人に協議を申し入れ、その調整に努めたことは前記認定のとおりであり、このような経過を経ても被控訴人が特定個人の個人的な事柄を対象とする倫理規定条項議案及び特別調査委員会設置条項議案を撤回しなかったことは、株主総会の活性化を図ることを目的とする株主提案権の趣旨に反するものであり、権利の濫用として許されないものといわざるを得ない。

そして、72期株主総会に係る提案が前記のような目的に出たものと認められることからすれば、その提案の全体が権利の濫用に当たるものというべきであり、そうすると、控訴人会社の取締役が72期不採用案を招集通知に記載しなかったことは正当な理由があるから、このことが被控訴人に対する不法行為となるとは認められない。

なお、被控訴人は、倫理規定条項議案及び特別調査委員会設置条項議案の提案理由中に他人の名誉侵害に当たる部分があるとしても、議案の要領を招集通知に記載しないことは許されない（会社法施行規則93条1項3号）と主張するが、これらの議案を含む72期株主総会に係る提案をすること自体が権利の濫用に当たるから、控訴人会社がその記載を拒否することに正当な理由があることは、上記説示のとおりである。」

(ウ) 73期議案について

また、控訴審では、原審で権利の濫用に当たるとして原告の請求に理由がないとした73期提案について、さらに次のように付け加えた。

「被控訴人が73期提案をしたことは、72期株主総会に係る提案に至る経緯やその目的に加えて、被控訴人が当初56個、その後増えて68個という現実的でない数の提案をしたこと（最終的には本件和解により20個程度に落ち着いた。）、その内容をみても、「社外取締役の再任回数10年以内の制限」に関する規定を設けるとの定款一部変更の件のように72期株主総会に係る提案に含まれ前年の72期株主総会において総株主の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった議案を再度提案していることを考えると、これもまた権利の濫用に当たると認めるのが相当である。」

また、関連して、株主提案権の濫用的な行使が問題となった事例として、次の事件があげられる。

(3) HOYA株主総会決議取消請求事件

原審：東京地判平成23年4月14日資料版商事法務328号64頁

控訴審：東京高判平成23年9月27日資料版商事法務333号39頁

ア 事案の概要

被告会社（HOYA株式会社）の株主が、被告会社の第72期定時株主総会における各議決において株主提案権を妨害された、取締役らの説明に説明義務違反があるなどとして、株主総

会の招集手続に法令違反があり、決議方法にも法令違反又は著しい不公正があると主張して、その取消しを求めた事案である。

イ 原審の判断

原審は、原告の請求を認めなかったが、株主提案権については、以下の判断をしている。

「会社が株主の適法な提案を拒否した場合においては、それが議案の要領の通知等の請求の拒否（会社法305条参照）に当たるときは、招集手続及び決議方法の瑕疵として、当該請求に対応する株主総会決議（可決）の取消原因を構成する余地がある。これに対し、一定の事項を株主総会の目的とすること自体を拒否したとき、すなわち他の議案の目的である事項とは別個の追加提案の拒否（同法303条参照）に当たるときは、当該追加提案に対応する取り消すべき決議が存在することはなく、また、上記拒否をもって他の提案に対応する当該株主総会の招集手続や決議方法全体の瑕疵を構成するとみるべき理由もないから、現に行われた他の決議の取消原因となることもないというべきである。」

当初の59個から20個への議案の減少及び20個のうち5個の議案の拒否に関し、本件各可決に取消原因は存しないものと認められる。」

ウ 控訴審の判断

控訴審も原審と同じく、可決決議について取消事由はないとしたが、さらに以下の判断を付け加えた。

「株主総会等の招集の手続が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なときのほか、決議の方法が法令若しくは定款に違反し、又は著しく不公正なときにも株主総会等の決議の取消の訴えをもって当該決議の取消しを請求することができるが（会社法831条1項1号）、同号にいう決議とは株主総会において形成力を生ずる事項を内容とする議案が所定の手続を踏んで可決された場合における当該決議をいい、可決された上記議案とは別に、株主が同法303条所定の要件を備えて一定の事項を株主総会の目的とすることを請求したが株主総会において取り上げられなかったものがあっても、そのことは、原則として当該決議の取消しの事由には当たらず、例外的に、〈1〉 当該事項が株主総会の目的である事項と密接な関連性があり、株主総会の目的である事項に関し可決された議案を審議する上で株主が請求した事項についても株主総会において検討、考慮することが必要、かつ、有益であったと認められるときであつて、〈2〉 上記の関連性のある事項を株主総会の目的として取り上げると現経営陣に不都合なため、会社が現経営陣に都合のよいように議事を進行させることを企図して当該事項を株主総会において取り上げなかったときに当たるなど、特段の事情が存在する場合に限り、同法831条1項1号に掲げる場合に該当すると解するのが相当である。しかしながら、原告が株主総会の目的とすることを請求した事項のうち株主総会において取り上げられなかったものが上記〈1〉及び〈2〉のいずれにも当たることを認めるに足りる的確な証拠はないから、本件が同号に掲げる場合に該当するものということとはできない。」

4 現行法制における制限と株主提案権の濫用的な行使の類型

(1) 現行法制における制限

会社法制部会及び会社法研究会において、株主提案権の濫用的な行使に対する制限を会社法で規定することの要否が検討されているが、現行法制ではこの点についての規定は、以下のとおりとなっている。

① 不適切な内容の提案を制限する規定

会社法上、株主提案権の内容についての規制は、法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総株主の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合（会社法第304条ただし書、第305条第4項）の制限がある。

また、株主提案権の行使そのものを制限するものではないが、提案の理由について、明らかに虚偽である場合又は専ら人の名誉を侵害し、若しくは侮辱する目的によるものと認められる場合には、株主総会参考書類に記載する必要がないこととされている（会社法施行規則第93条第1項第3号括弧書き）。

② 議案の数を制限する規定

会社法上は、株主が同一の株主総会において提案することができる議案の数を制限する規定はない。

(2) 株主提案権の濫用的な行使の類型

会社法制部会等において議論される原因となった近時の株主提案権の濫用的な行使の事例として、次の二つの類型が挙げられている。

① 著しく些末な内容を含む又は個人的な目的若しくは会社を困惑させる目的のために行使されたと思われるような株主提案権の行使事例

これは、内容面に着目した問題事例の指摘である。

② 一人の株主が膨大な数の議案を提案する株主提案権の行使事例

これは、形式面に着目した問題事例の指摘である。

5 株主提案権の濫用的な行使における問題点

(1) 不適切な内容の議案の提案による弊害

著しく些末な内容を含む株主提案権又は会社や役員に対する復讐目的や売名などの個人的な目的若しくは会社を困惑させる目的のために行使されたと思われるような株主提案権が行使された場合、提案された会社側としては、株主提案権の行使が権利濫用として拒絶するか否かを判断する必要があり、判断を誤った場合には、株主総会の決議取消事由に当たるとか役員に対する第三者責任を生じるとかの問題が生じるおそれがあり、会社の判断が委縮する。その結果、株主提案権の濫用的な行使を防ぐことができず、株主総会の機能が阻害されるという問題点が指摘されている。

(2) 膨大な数の議案の提案による弊害

株主総会における物理的限界から、膨大な数の議案の提案がなされると、株主総会が長時間化し、特定の株主のみからの議案の審議に時間が費やされ、他の株主の議題議案や会社側提出議題議案の審議時間を圧迫し、株式会社における最高意思決定機関である株主総会の機能が阻害されてしまうという問題点が指摘されている。

また、議案の要領の通知が求められた場合には、招集通知の印刷・郵送コストが増加することになることの問題点が指摘されている。

6 株主提案権の濫用的な行使の制限を巡る論点について

(1) 株主が提案することができる議案の数の制限を巡る論点

株主が提案することができる議案の数の制限については、そもそも制限を設けるか否か、制限を設けるとして特定の議案については制限の例外として無制限とするか否か、取締役

会を置かない会社については制限を設けないこととするのか等の会社の統治形態によって制限の有無内容に相違を設けるのか、定款変更議案における数の数え方をどうするか、制限する場合に提案することができる議案の数を具体的に幾つとするのか、という問題がある。

(2) 不適切な内容の提案の制限

現行法の法令若しくは定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき総株主の議決権の10分の1以上の賛成を得られなかった日から3年を経過していない場合の他に、株主提案権の行使が、株式会社を困惑させる目的のためにされるなど、株主としての正当な目的を有するものでない場合等には、権利濫用として許されないとする近時の裁判例を参照に、特定の目的をもって行われる等権利濫用として許されるべきではない内容の株主提案については、制限するべきであると指摘されている。

その場合、制限する株主提案権の範囲をどうするか、どのような提案株主がどのような目的をもってるとみられる場合に制限するのかという問題がある。なお、不適切な内容として、提案の内容について問題としているが、実際には、提案株主の目的という主観面に着目した制限ということになる。

(3) 株主提案権の濫用的な行使を制限に関する検討案

株主提案権の濫用的な行使を制限する規定の具体的な案として次のようなものが検討されている。

① 株主が提案することができる議案の数の制限に関する検討案

ア (会社法制部会における検討案⁹⁾)

取締役会設置会社においては、会社法第305条第1項の議案(役員及び会計監査人の選任又は解任に関する議案を除く。)の数は、[10]を超えることができないものとする。

(会社法制部会における議論)

会社法制部会では、提案者である法務省の民事局付野澤大和関係官(以下「野澤関係官」という。)から、株主提案権の数を仮に10とすることについて、電力会社の株主総会における実例や同一株主が何十もの議案を提案する必要があることがまれであることが説明された。

この点について、古本省三委員(新日鐵住金株式会社執行役員法務部長、以下「古本委員」という。)から、同様の考えを持つ株主グループから制限一杯の個数の議案が提案される場合の懸念、1議案当たりの趣旨説明に5分、会社の反対意見表明及び質疑で10分の合計15分かかるとした場合、10議案では150分かかるとになるので、1個ないし3個に制限するので十分ではないかとの考えが示された。また、役員選任議案についても、これを制限個数に含めないことについて、総会時間の独占回避の視点から異議が述べられた¹⁰⁾。

幹事の梅野晴一郎弁護士からは、平成27年7月から同28年6月総会における上場企業における株主提案権行使の状況が50社であり、そのうち、内容面で見ると支配権争いに伴う株主からの提案権行使、電力会社における運動型株主による提案権行使も含まれており、提案権行使による総会所要時間の長時間化の実証という問題もあり、議案数の観点から制限すること、についても含め、これらの立法事実から直ちに一律の規制として法律で規定することについては慎重に検討する必要があるとの指摘がなされた。

イ (会社法研究会における検討案)

役員の選任[及び解任]に関するものを除き、議案要領通知請求権(会社法第

305条)に基づき株主が提案することができる議案の数は[10]を超えることはできないこととする

(会社法研究会における議論)

会社法研究会では、議案の数の制限だけですべて解決するわけではないという指摘があったものの、議案の数を制限することについては、おおむね意見の一致が見られた。

会社法研究会では、議題提案権及び議場での議案提案権については、以下のよう実務上濫用が生じないと考えられるため、議案要領通知請求権に基づき株主が提案することができる議案の数を制限すれば足りるとして、上記の検討案となった。

議題提案権に関しては、株主総会参考書類についての規律から、濫用は防げるとし、株主が提案することができる議案の数を制限することで足り、株主が提案することができる議題の数を制限する必要性は高くないと考えられるとしている。議題の内容面について着目すると、役員解任については、役員の数に応じて提案することができるようにするのが合理的であること、会社の解散については、一人の株主が複数の提案を行うことを想定することができないことから、株主が提案することができる議題の数を制限する必要性は高くないと指摘されている。

議場での議案提案権については、取締役会設置会社においては、株主総会は、招集通知に記載された目的事項以外の事項については、決議をすることができないこと(会社法第309条第5項)、議案の修正動議の範囲も目的事項から一般的に予見することができる範囲を超えることはできないと解されていること、また、多数の議案の修正動議がさ

れている場合にはその全てを取り上げなければならないものではないと解されていることから、議場で提案することができる議案の数を制限する必要性は高くないと考えられると指摘されている。

取締役会設置会社以外の会社(非取締役会設置会社)については、株主総会の決議事項に制限がないこと、議題提案権の行使期限が定められておらず(会社法第303条第1項)、株主は、株主総会の議場で新たな議題及び議案を追加することができることから取締役会設置会社であるか否かによって規律に差異を設ける、すなわち、取締役会設置会社についてのみ、議案要領通知請求権に基づき株主が提案することができる議案の数を制限すれば足りるという考え方も示されている。

一候補一議案と解されている役員の選任議案との平仄から解任についても制限の例外を設けることが検討された。

議案数については、10にすると10までは良いとのメッセージを与えてしまうとの指摘はあるが、比較的提案数が多いとされる電力会社に対する運動型株主の提案に係る議案の数も、近時、各提案株主につき多くても10程度にとどまっていること、株主が同一の株主総会に議案を何十も提案する必要がある場合はまれであることから、10という数値が仮に示された。

② 不適切な内容の提案の制限に関する検討案

ア (会社法制部会における検討案⁽¹¹⁾)

会社法第304条及び第305条の規定は、次のいずれかに該当する場合には、適用しないものとする。

① 株主が専ら人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する目的で同法第304条の

規定による議案の提出及び同法第305条の規定による請求を行ったとき。

- ② 株主が専ら人を困惑させる目的で株主提案を行ったとき。
- ③ [株主が株主総会の適切な運営を妨げ、株主の共同の利益を害する目的で株主提案を行ったとき。/株主提案により株主総会の適切な運営が妨げられ、株主の共同の利益が著しく害されるおそれがあるとき。]

(会社法制部会における議論)

野澤関係官から、③について、「共同の利益を害する目的」と「共同の利益を害するおそれ」の択一的二案を示したことについて、会社側において株主の主観的意図の有無を判断して、立証することが困難であるとの指摘を受けたものであることを説明している。

内容面についてみると、東京地方裁判所民事第8部部総括判事の大竹昭彦委員からは、①について、「客観的にみて人の名誉を侵害し、又は人を侮辱する事実があるかどうか」を「考慮要素」とする場合、真実性の証明を許すのか、真実だという主張が出てきたときにどう扱うことになるのかという問題がある、取締役解任事案で取締役の不行状が問題となった場合で当該取締役の社会的評価を低下させるような事実の適示がなされているときに「専ら人の名誉を侵害する目的」の有無の審理判断が難しいとの指摘がなされた⁽¹²⁾。

京都大学大学院教授前田雅弘委員からは、③について、より一般的な包括規定とし、「株主であることと関連しない利益のために株主提案を行ったとき」というぐらいの、もう少し一般的、抽象的な場合を定めておくことも考えられるとの指摘がなされた⁽¹³⁾。

鹿島建設株式会社社務部長小林俊明委

員(以下「小林委員」という。)からは、規制の程度として、①及び②について、「専ら」よりも「主として」ぐらいがよい、③について「著しく」は不要である、との指摘がなされた⁽¹⁴⁾。

なお、第二読会である第6回会議では、「主として」という要件は不明確であり、どのような場合に要件を充足するかという判断が難しく、また、株主提案権の重要性に鑑みれば、拒絶事由の要件を緩めることについては慎重に考えるべきであるとして「専ら」という要件が維持されている。

イ (会社法研究会における検討案)

議場での議案提案権(会社法第304条)及び議案要領通知請求権(会社法第305条)に関し、以下のいずれかの場合に、権利を濫用したのものとしてその権利の行使が認められない旨の明文の規定を設けることとする。

- 1 その行使が専ら人の名誉を侵害し、又は侮辱する目的によるものと認められる場合(会社法施行規則第93条第1項第3号かつこ書参照)
- 2 その行使が株主の共同の利益を害する目的によるものと認められる場合(会社法第314条ただし書参照)

(会社法研究会における議論)

会社法研究会における検討案をめぐる議論で挙げられた指摘の主なもの、以下のとおりである。

- ・抽象的な内容であっても会社法で拒絶事由を定めることは一定の抑止効果があり、提案を拒絶する理由になるので、拒絶事由を設けるべきである
- ・拒絶事由を設けるとしても、具体的にどう規定するかは難しい
- ・明らかに拒絶できる場合を示す程度の拒絶事由を設けたとしてもそれでは狭過ぎるといふ批判を受けることを覚悟

の上で設けるべきである

これらの指摘を踏まえて、上記のような検討案となっている。

また、提案の理由が明らかに虚偽である場合に株主提案権の行使を制限するという考え方も検討されたが、株主提案権の行使自体を認めないとするのは過剰な制限であるから提案の理由の重要な部分が明らかに虚偽である場合等の限定を付す必要があるという考え方もあり得るとされた。

会社法研究会においては、限定事由とするとそれ以外の濫用事例に対応できないとして、包括的事由を加えることが検討され、その際、取締役らの説明義務における拒絶事由（会社法第314条ただし書、会社法施行規則第71条）との類似性が参照された。もっとも、包括事由については、規定文言の抽象性が正当な株主提案権の行使まで制限しかねないおそれが否定できないため、慎重な検討が必要であると指摘されている。

また、会社法研究会の検討案では議題提案権については、除外されているが、これは、提案された議題に対応する議案が提案されなかった場合には、当該議題を審議の対象から除くことができると解されているためである。「取締役・・・の解任の件」や「会社解散の件」等当該議題のみで株主総会の審議の対象になる議題提案権の行使についても内容による制限を設けるべきであるとの考え方も示されている。

③ 行使要件の厳格化

ア （会社法制部会における検討案）

取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち、300個以上の議決権という要件（会社法第303条第2項、第305条第1項ただし書）を引き上げるべきかどうか

（会社法制部会における議論）

会社法制部会では、堀越関係官から(1)近時の株主提案権の濫用的な行使事例や株主提案権が導入された昭和56年当時と比較して投資単位が減少していることから、株主提案権を行使することができる株主の範囲が広がることへの懸念から本要件の見直しを求める指摘がある現状、(2)行使要件引き上げにより、株主が多数存在する大規模な会社における個人株主による株主提案権の行使に対する過度な制限になることへの懸念、(3)持ち株要件が近時の株主提案権の濫用的行使事例を生じさせた原因であるかは明らかではないことから、株主提案権の濫用的な行使の制限の観点から検討することは相当ではないのではないかという指摘、(4)株主提案の数や内容についての措置を整備することとした場合には、近時の株主提案権の濫用的行使の問題は相当程度解消する、(5)株主提案権の行使を受けた上場会社の数は、50社程度であり、その数は少ない、と株主提案権の行使要件のうちの持ち株要件に関する議論の前提となる指摘及び問題意識が説明された⁽¹⁵⁾。

これを踏まえて、古本委員からは、大規模会社において議決権300個という要件は、投資時価数千万円程度に過ぎず、実務の感覚からすると「現実的なハードルは相当に低い状態になっているのではないか」との指摘がなされた⁽¹⁶⁾。なお、古本委員からは、経団連における会員企業の意見として、株主提案権の行使要件と行使期限の前倒しについての検討の要望がなされている。行使要件については、300個の議決権という絶対数基準について、会社の規模、発行株式数と関連しない基準であり、これを維持することに疑問があるとの意見がある

との⁽¹⁷⁾指摘もなされている。また、同様の見地から、議決権比率が非常に低い株主からなされた提案について、一定数、相当数の賛成票が集められるのかが全くスクリーニングなしに出てくることに対する否定的評価が小林委員からなされた⁽¹⁸⁾。

他方で、中央大学法科大学院教授野村修也委員からは、「濫用的な事柄が数と内容によって十分確保できるのであれば、現在極めて少額な出資者の人たちがあある一定数集まって合理的な提案をされていることを妨げるようなことはしない方がいいのではないか」との指摘がなされた⁽¹⁹⁾。また、株式会社東京証券取引所執行役員の青克美委員（以下「青委員」という。）からは、「濫用防止という観点から別途数や内容の制限についての検討が進んでいるということからいけば、行使要件のところで個人の株主が建設的な提案を行う機会を減らすような方向性に進むことになってしまうというのは、基本的には避ける方が望ましいのではないか」との指摘がなされた⁽²⁰⁾。

イ （会社法研究会における検討案）

取締役会設置会社における株主の株主提案権の行使要件のうち、300個以上の議決権という要件（会社法第303条第2項、第305条第1項ただし書）を引き上げるべきかどうか

（会社法研究会における議論）

会社法研究会では、(1)提案することができる議案の数の制限、(2)不適切な内容の提案の制限により株主提案権の濫用的な行使は相当程度解消すると考えられること、東京証券取引所においては5万円以上50万円以下が望ましい投資単位とされており（有価証券上場規程第445条）、最低1500万円の投資により株主提案権を行使することができ、

東京証券取引所においては5万円以上50万円以下が望ましい投資単位とされていること（有価証券上場規程第445条）を考慮すると、最低1500万円の投資により株主提案権を行使することができ、上場会社における300個の議決権の取得に必要な投資額が平均値で約6300万円（中央値で約4000万円）であることから、株主提案権を行使することができる株主の範囲が広くなりすぎることが懸念されているとして、株主提案権の濫用的な行使がもたら個人株主によるものであることを前提とすると、行使要件の引上げにより相当程度の効果が期待できると考えられるとされている。

(4) 株主提案権の行使期限の前倒し

ア （会社法制部会における検討案）

株主総会の日8週間前までという株主提案権の行使期限（会社法第303条第2項、第305条第1項）を前倒しすべきかどうか

（会社法研究会における議論）

会社法制部会では、堀越関係官から(1)招集通知を法定の期限より早期に発送している上場会社等においては、招集通知を印刷し封入することなどに要する期間のみならず、株主提案権の行使を受けた後に、その適法性を検討し、議案を作成することなどに要する期間も考慮すると、株主提案権の行使の期限である株主総会の日8週間前から招集通知の発送までの期間が短くなるので、株主提案権の行使の期限を前倒しすべきであるという指摘がされていること、(2)定時株主総会を6月より後に開催する場合には、計算書類等の作成や監査に必要な期間に時間的な余裕が生ずる結果として、株主提案権の行使の適法性の検討等に要する期間にも時間的な余裕が生

ずることとなる、(3)株主提案の数や内容についての措置を整備することとした場合には、株主が提案することができる議案の数が制限されることなどから、株主提案権の行使の適法性の検討等に要する期間も短縮することができることとなる、(4)株主は株主提案権の行使時に株主総会の日を正確には知らないのが通常であるので、8週間前を更に前倒した場合には、株主側に及ぶことになる不利益にも配慮する必要があるとの問題意識が指摘された⁽²¹⁾。

これを踏まえて、古本委員からは、(1)総会準備の観点から、8週間前直前に株主提案権を行使されると、会社としては、総会の準備がスケジュール的に大変厳しく、前倒しにより招集通知の早期開示にも対応しやすくなるという利点がある、(2)総会を6月より遅く開催すると、年度が始まってから4、5か月たっても役員を選任が行われないこととなり、実務の執行体制が定まらないから、7月総会を前提にした議論は現実合っていない、(3)株主が総会期日を知りえないので、提案権の行使が困難になるとして期間が延びたとしても8週間前、10週間前、12週間前でどれだけ差があるのか疑問である、との指摘がなされた⁽²²⁾。

同様の見地から、小林委員からは、(1)株主提案がされて、議案を決める取締役会は、招集通知の発送スケジュールを考えると、1か月半くらいしか時間がなく、これを前倒しすると提案を受けてから取締役会で検討して議案を決定するまでの日数はほとんどなく、株主提案をした株主とのコミュニケーションを図る見地からも10週間、12週という期限が求められる、(2)対応する事務局の労務管理の観点から、時間を確保する必要がある、との指摘がなされた⁽²³⁾。

また、弁護士の沖隆一委員からは、(1)総会準備のスケジュールの観点から、招集通知の早期発送がなされつつある現状、(2)会社が株主提案を不合法として拒絶した場合の提案株主による議案要領記載を求める仮処分命令申立事件の抗告審の判断が出る段階では招集通知の印刷が終了してしまっているという過去の裁判例から司法審査の期間を十分に確保するという観点、(3)7月総会になったとしても総会担当者や役員の負担軽減にどこまで資するか疑問であること、(4)株主総会資料の電子提供制度の採用による前倒しの必要性、(5)定時総会の開催日が不定でもある程度は予測可能であることについて指摘がなされた⁽²⁴⁾。

他方で、青委員からは、濫用防止のための数の制限等による抑止効果からは、行使期限の前倒しは必ずしも行う必要はないが、招集通知やアクセス通知の早期発送と招集通知の準備期間の必要性からは、情報の早い提供というプラスの意味があるので、一定の提案権の行使期限の前倒しはあり得るとの指摘がなされた⁽²⁵⁾。

イ (会社法研究会における検討案)

株主総会の日を8週間前までという株主提案権の行使期限(会社法第303条第2項、第305条第1項)を前倒しすべきかどうか

(会社法研究会における議論)

株主提案権の行使期限の前倒しそれ自体は、株主提案権の濫用的な行使に対する制限ではないが、株主提案権の行使に伴う会社側の費用や検討及び準備のための時間等の負担を軽減させるべく、株主提案権の行使期限を現行の株主総会の日を8週間前より前倒しすべきかどうかを検討された。

前倒し賛成の論拠としては、招集通知

の印刷・封入作業のために要する期間、株主提案の適法性の検討、議案作成に要する期間からすると、現行期間が短いことや会社の負担することとなる費用の程度との均衡がある。

(5) 費用負担

(会社法研究会における検討案)

一定の場合（例えば、総株主の議決権の一定割合以上の賛成を得られなかった場合）には、会社が株主提案のために支出した費用を株主に負担させる当該提案のために会社が支出した費用をどのように算定するか、当該費用のうちどの範囲を株主に負担させるのか、一定の負担限度額を定めるか否か、事前に株主に相当の費用を供託させるか。

(会社法研究会における議論)

会社法研究会では、費用負担については、5%の賛同が得られない株主提案については負担させるべきである、合理的な投資家であれば費用負担させられる可能性があれば濫用的な提案はしないとの指摘があった一方、正当な権利行使を制限してしまうおそれがあること、株主総会参考資料の送付を要しない会社では費用は発生せず、すべての会社に共通する権利濫用との関係では会社の種類によるバリエーションを考えて検討すべきであるとの指摘がなされた。

第3 まとめ

全株懇及び会社法研究会における検討を踏まえ、株主提案権の濫用的行使の問題点、類型が示され、その弊害を回避するに個々の司法的判断で「株主提案権の濫用的行使」として抽象的に判断をするのではなく、具体的な判断類型を示したうえで、提案を受ける会社による判断の簡易化、容易化を図るために会社法で規制するという立法的解決の方向に進むという方向性は一定程度明確になっている。

もつとも、株主提案権の濫用な行使に対する制限を立法により規定するとしても、内容面では、株主提案権の濫用的行使と判断される「不適切な内容」にいう「不適切」とはどのようなものか、株主の主観に立ち入ってまで判断しなければならないという立証上の困難性、「株主共同の利益の侵害」という包括的な規定による判断基準の不明確性、「おそれ」という抽象的基準による判断の困難性の問題がある。

また、議案数の制限についても、一部のごく突出した議案数が目立つものの、年間の平均的な株主提案が50社程度であり、問題となったような多数の株主提案権がなされた事例も極めて限定的であるということからして、会社法というハード・ローで規定するに立法事実として十分であるか、議案数の具体的な上限をいくつにするのか、といった問題もある。

より全般的な問題としては、株主提案権に対する制限が、コーポレートガバナンス・コードでも志向されている株主との建設的な対話実現と逆行するのではないか、中小企業においては上場企業とは異なる規制の在り方もあるべきではないか、といった問題もある。

行使要件についても現行の議決権300個よりも厳しくすることは、個人株主の締出しにつながり、いかに資本多数決の原則といっても、かえって、少数株主権として規定されている株主提案権の趣旨が没却されるのではないか、という問題もある。

行使期限の前倒しについては、法制部会の第3回会議で検討されたが、主要テーマとは言えず、最終的な立法案として残る課題として扱われるかは不明である。費用負担については、法制部会の第2回および第3回会議では触れられていない。

株主との建設的な対話を株主総会以外であればどこでするかという問題意識とともに、提案を受ける会社の負担が強調されれば、少

数株主による株主提案権は、コストの名の下に、なされないほうが良いものであるとの価値判断がなされる流れにあると思われる。株主総会に関する手続の合理化として株主提案権の濫用的な行使の制限が立法課題として挙

げられている現状で、少数株主権の存在意義が改めて問われており、法制部会における議論をさらに慎重に検討していく必要がある⁽²⁶⁾。

(注記)

- (1) 諮問については、<http://www.moj.go.jp/content/001216452.pdf>。
- (2) 報告書は、<http://www.moj.go.jp/content/001182033.pdf>。
- (3) 報告書は、<https://www.shojihomu.or.jp/documents/10448/3284511/>「会社法研究会報告書」公益社団法人商事法務研究会・平成29年3月2日.pdf
- (4) 同報告書の概要については、本学でも教鞭をとられていた平田和夫先生と山崎岳人弁護士『「会社法研究会報告書」の概要』東京弁護士会LIBRA第17巻6号(2017年6月)38~39頁。
- (5) http://www.kabukon.tokyo/activity/data/study/study_2016_05.pdf
- (6) 昭和56年5月27日参議院法務委員会会議録第8号(竹内昭夫参考人発言等参照)。
- (7) 昭和56年5月13日衆議院法務委員会会議録第13号9頁(横山利秋委員)。
- (8) 酒井太郎「日本の株主提案権制度の現状と諸問題」(21世紀商法論壇 第16回国際学術会議発表資料) 11頁。
- (9) 第2回会議(第一読会と位置付けられている。)では、数についての検討がなされたが、第6回会議(第二読会と位置付けられている。)では、役員及び会計監査人の選任または解任に関する議案の数の数え方、定款変更議案の数の数え方について検討課題とされた(株主総会に関する手続の合理化に関する論点の検討(2)、内容については、<http://www.moj.go.jp/content/001237826.pdf>)。

なお、平成29年12月4日現在、第二読会の第6回会議議事録は、公開されていないため、以下の議論は、第一読会の第2回会議及び第3回会議における議論の紹介である。
- (10) 第2回議事録50頁以下。なお、同議事録については、<http://www.moj.go.jp/content/001233872.pdf>。
- (11) 第2回会議では、株主提案権の拒絶事由として本文①~③の検討案が出されたが、第6回会議では、③の検討案のうち、客観的な要件とするべく後半の「おそれがあるとき」を検討案として残し、検討案④に繰り下げ、さらに、前田雅弘委員の指摘にあるように、より広い規定を設ける趣旨で新たに検討案③として「株主が専ら当該株主又は第三者の不正な利益を図る目的で株主提案を行ったとき。」を加えていると説明されている。
- (12) 第2回議事録55頁。
- (13) 同前。
- (14) 第2回議事録56頁。
- (15) 第3回議事録53頁以下。なお、同議事録については、<http://www.moj.go.jp/content/001236509.pdf>
- (16) 第3回議事録54頁。
- (17) 会社法制部会第1回議事録17頁。なお、同議事録については、<http://www.moj.go.jp/content/001231218.pdf>。
- (18) 第3回議事録55頁。
- (19) 同前。
- (20) 第3回議事録58頁。
- (21) 第3回議事録54頁。
- (22) 第3回議事録55頁。
- (23) 第3回議事録56頁。
- (24) 第3回議事録57頁。
- (25) 第3回議事録58頁。
- (26) 脱稿後、平成29年10月4日に開催された法制部会第6回会議の議事録に触れる機会を得たが、本稿には反映できなかった。